

**新春を寿ぎ  
謹んでお慶び申し上げます**

昨年中は公民館をご利用頂きありがとうございました。今年も、明るく住みよいまちづくりに向けて、地域に根ざした公民館運営を心がけてまいります。

一層のご厚誼よろしくお願い申し上げます。

令和六年 元旦  
福岡市姪浜公民館 職員一同



## レッツ・トライ!陶芸教室 テコ皿を作ろう!

素敵なお皿を陶芸で作ってみませんか?  
色付けまで自分たちでしたあと、預けて焼いてもらいます。約1か月後に公民館に届きますよ。

子どもから大人まで参加できますが、未就学児は保護者同伴でお願いします。

日 時：1月20日(土) 13:30~15:00

場 所：姪浜公民館 地域団体室

申込み：姪浜公民館(881-0384)

定 員：20名ほど

材料費：ひとつ1000円

講 師：スマイル工房

汚れてもいい服装でお願いします。



## スマホ教室のご案内

初めての方 1月12日(金) 10時~12時

2回目以上の方 1月26日(金) 10時~12時

ドコモさんのとても分かりやすい説明でスマホの勉強をしましょう。また、個人の質問コーナーであなたのお悩みをスッキリ解決してみませんか。

1月の内容は「インターネットの使い方」全般です。

どちらも定員20名。1月5日(金)より受付開始。

姪浜公民館(881-0384)

**\*初めての方は12日でお申込みください。**

## 毎年恒例の門松が 今年も出来上がりました!



公民館玄関前の門松を今年も姪浜駅南4丁目自治会長 増井博志さんと学校の用務員さんに製作していただきました。



今年のテーマは「家族」です。どうもありがとうございました。(姪浜公民館)



## 子育てスペース“ころころ”



未就園児と、そのご家族のためのフリースペースです。今月は18日(木) 10:00~12:00のみです。事前にお申込み下さい。姪浜公民館(881-0384)



## こすもす文庫からのお知らせ

お話し・読み聞かせ・本の貸し出し  
5日(金) 赤ちゃん 11:00~12:00  
16日(火) 幼児 15:00~16:00  
小学生 16:00~17:00

## 今月の公民館臨時休館日のお知らせ

1月は4日(木)を予定しています。

先月号でもお知らせしておりましたが、公民館は12月28日(木)から1月4日(木)まで休館します。(福岡市姪浜公民館)



## 1月の行政相談所は 26日(金)です

毎月第4金曜日 13時から 15時まで姪浜公民館において行政相談所を開設しています。くらし行政、何でもご相談ください。相談は無料で秘密は厳守されます。

相談委員 尾石静雄





## 令和6年度 市県民税申告について 混雑緩和のため郵送提出をお願いします。

持参提出の場合は以下で受付します。

場所	受付日時	各種控除	必要な書類
西部出張所 2階 201・ 202 会議室	2月1日(木)～7日(水) (土・日曜は除く) 午前10時～午後4時	医療費控除	医療費の明細書または セルフメディケーション 税制の関係書類
西区役所 課税課 2階22番窓口	2月16日(金)～3月15日(金) (土・日曜・祝日は除く) 午前9時～午後4時	社会保険料控除	国民健康保険・介護保険 などの保険料の領収書、 国民年金の控除証明書
		生命保険料控除	保険料の控除証明書
		地震保険料控除	同上
		勤労学生控除	学生証または在学証明書
		障害者控除	障害者手帳など
		配偶者特別控除	配偶者の所得が分かる 資料
		寄附金税額控除	寄附金受領証明書など

### ●申告が必要な人

令和6年1月1日現在市内に住所があり、前年中に所得があった人

### ●申告が不要な人

- ①税務署へ所得税の確定申告書を提出する人
- ②所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人
- ③公的年金のみの受給者で、医療費、生命保険料などの控除がない人

### ●申告に必要なもの

- ①本人確認書類(免許証、保険証など)
- ②マイナンバーカードまたは通知カード
- ③所得が分かる資料(給与・年金の源泉徴収票か給与明細書または勤務先が発行した給与支払証明書。給与・年金以外の方は収入金額と必要経費が分かる書類)
- ④各種控除に必要な書類(次表のとおり)

## インターネット通販トラブル 代引き配達で偽物が！



- 「偽物」が届く通販サイトには、
  - (1)大幅に値引きされている
  - (2)日本語の字体、文章表現がおかしい
  - (3)代引き配達しか選択できない
  - (4)送り状の依頼人が販売業者の名称とは異なっている
 等の特徴がよく見られます。少しでも怪しいと感じたら取引は控えましょう。
- 代引き配達で宅配業者等に代金を支払って商品を受け取ってしまうと、後で商品が「偽物」だとわかっていても宅配業者からの返金は困難です。代金を支払う前に、送り状に記載されている「依頼人」の情報を確認し、注文した販売業者とは違う場合は、代金を支払わず、受け取りを拒否しましょう。

## 親しい仲間同士のつながりを利用した マルチ取引の勧誘に注意



- 友人や知人を勧誘して買い手を増やしていくマルチ取引の勧誘が障がい者同士のつながりを利用して行われているケースがみられます。
- 「人を紹介すれば報酬が得られる」「月〇〇万円稼げる」などの説明をうのみにせず、事業者の実態やもうけ話の仕組み、解約方法等をよく確認しましょう。
- たとえ親しい人や仲間からの誘いであっても、必要のない契約であれば「契約しない」ときっぱり断りましょう。
- 被害の早期発見や拡大防止のためにも、家族や周囲の人は変わった様子がないかなど日ごろから気を配りましょう。

●少しでも不安を感じたら、家族や周りの人と一緒にお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。